

呉市建設工事における最低制限価格の決定等に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、呉市が発注する建設工事の入札について、最低制限価格の予測困難性を高めること及び極端に低廉な価格による受注を防止し公共工事の品質の確保を図ることを目的として、呉市契約規則（昭和39年呉市規則第50号）第17条の規定に基づき定める最低制限価格の決定方法及び事務手続について、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象)

第2条 この要領は、原則として、予定価格を事前に公表する入札のうち、呉市低入札価格調査制度事務取扱要領（平成30年4月24日実施）の適用を受ける工事を除く建設工事に係る入札（以下「対象入札」という。）に適用する。

(最低制限価格の決定方法及び設定範囲等)

第3条 最低制限価格は、次の算式により決定する。

最低制限価格＝最低制限基準価格（A）×ランダム係数（B）

2 最低制限価格は、対象入札ごとに当該予定価格の100分の80以上とし、前項の算式により求められた数値が当該対象入札の予定価格の100分の80を下回る場合は100分の80とする。

(最低制限基準価格（A）の算出方法)

第4条 最低制限基準価格（A）は、工事の種類ごとに、次の各号の算式により算出し、10,000円未満を切り捨てた額とする。

(1) 土木関連工事

直接工事費×97%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90%＋一般管理費×68%

(2) 建築関連工事（建築物に付随する設備工事を含む。）

（直接工事費×90%）×97%＋共通仮設費×90%＋{現場管理費＋（直接工事費×10%）}×90%＋一般管理費×68%

(3) 建築物の解体工事

（直接工事費×75%）×97%＋共通仮設費×90%＋{現場管理費＋（直接工事費×25%）}×90%＋一般管理費×68%

(4) プラント設備工事（プラント設備工事に付随する電気工事等を含む。）

機器費×85%＋直接工事費×97%＋共通仮設費×90%＋（現場管理費＋据付間接費＋設計技術費）×90%＋一般管理費×68%

(5) 水道設備関連工事（水道設備に含まれる電気工事等を含む。）

{直接工事費－（機器費×40%）}×97%＋{共通仮設費＋（機器費×10%）}×90%＋{現場管理費＋（機器費×20%）}×90%＋{一般管理費＋（機器費×10%）}×68%

2 対象入札が呉市建設工事における合冊入札実施要領（平成25年4月1日実施）の適用を受ける場合の最低制限基準価格（A）は、前項の規定により主体工事及び関連工事それぞれの最低制限基準価格を算出し、これらの額を合算した額

とする。

(ランダム係数 (B) の算出方法)

第5条 ランダム係数 (B) は、パソコン等におけるシステム (以下「システム」という。) により、乱数を使用して1.0000から1.0050までの範囲内で算出する。

(予定価格調書への記載)

第6条 予定価格の決定権者は、対象入札ごとに予定価格及び最低制限基準価格 (A) を予定価格調書に記載するものとする。

(ランダム係数 (B) 及び最低制限価格の決定等)

第7条 対象入札の執行に係る職員 (以下「入札執行官」という。) は、入札書を開封する前に、予定価格調書を開封し、記載された最低制限基準価格 (A) の算出額をシステムに入力し、ランダム係数 (B) を算出させるものとする。

2 入札執行官は、算出させたランダム係数 (B) に基づき決定した最低制限価格 (以下「決定最低制限価格」という。) を帳票として出力し、決定最低制限価格を読み上げるとともに、契約課以外の職員にその者の所属・氏名を、当該帳票に署名させるものとする。

3 決定最低制限価格を記す帳票は、予定価格調書に同封の上、保存するものとする。

(落札者の決定等)

第8条 入札執行官は、決定最低制限価格を読み上げた後、入札書を開封する。

2 決定最低制限価格を下回る価格をもって入札をした者は失格とし、当該失格者以外の入札者のうち最低価格入札者を当該対象入札の落札者 (一般競争入札 (事後審査方式) にあつては第一落札候補者) とする。

3 すべての入札者の入札価格が決定最低制限価格を下回ったときは、前条第1項の最低制限基準価格 (A) を決定最低制限価格とし、前項の規定を適用する。

4 すべての入札者の入札価格が前項の規定による決定最低制限価格を下回ったときは、当該入札を中止する。

(決定最低制限価格の公表)

第9条 契約課長は、対象入札について、当該入札結果の公表と併せて当該決定最低制限価格を公表するものとする。

(システム障害時の対応)

第10条 開札時において、システム及びパソコンの故障等により、ランダム係数 (B) 等を算出させることが困難となった場合は、予定価格調書に記載してある最低制限基準価格をもって、決定最低制限価格とするものとする。

2 前項に規定する場合における第3条並びに第7条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中ランダム係数 (B) に係る部分を除いて適用するものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要領は，平成22年4月1日から実施する。
- 2 呉市変動型最低制限価格制度事務取扱要領（平成21年4月1日実施）は，廃止する。

付 則

- 1 この要領は，平成23年4月1日から実施する。
- 2 呉市建設工事における最低制限価格の決定等に係る事務取扱要領運用基準（平成22年4月1日実施）は廃止する。

付 則

- 1 この要領は，平成24年10月1日から実施する。
- 2 この要領の実施の際現に公告されている入札案件の最低制限価格の決定方法等については，なお従前の例による。

付 則

この要領は，平成25年4月1日から実施する。

付 則

- 1 この要領は，平成26年4月1日から実施する。
- 2 この要領の実施の際現に公告されている入札案件の最低制限基準価格等の算出方法については，なお従前の例による。

付 則

- 1 この要領は，平成27年4月1日から実施する。
- 2 この要領の実施の際現に公告されている入札案件の最低制限基準価格等の算出方法については，なお従前の例による。

付 則

- 1 この要領は，平成28年4月1日から実施する。
- 2 この要領の実施の際現に公告されている入札案件の最低制限基準価格等の算出方法については，なお従前の例による。

付 則

この要領は，平成28年10月1日から実施する。

付 則

この要領は，平成30年4月24日から実施する。

付 則

- 1 この要領は，平成31年4月1日から実施する。
- 2 この要領の実施の際，現に公告されている入札案件の最低制限基準価格及びランダム係数の算出方法については，なお従前の例による。

付 則

- 1 この要領は，令和4年7月1日から実施する。
- 2 この要領の実施の際，現に公告されている入札案件の最低制限基準価格の算出方法については，なお従前の例による。